

森林・林業の会計システムに関する考察

－ 立木資産の会計処理の調査から －

○丸山 佳久（中央大学経済学部）

はじめに

“会計・簿記を導入して（実際には大赤字であろう）経営の実態を知るのが怖い”という言葉、森林所有者や森林組合から聞くことがある。しかし、経営がどんなに悪くてもその実態を明らかにしなければ、その改善を図っていくことはできない。

林業の作業は、伐採・搬出と造林・育林という2つのプロセスに大別できる。伐採・搬出にかかる作業と経費の集計は、全国森林組合連合会が「間伐生産性・コスト分析シート（間伐シート）」を提案し森林組合等に採用を働きかけている。それに対し、本稿が調査するのは、前プロセスの造林・育林で数十年にわたって発生する経費を立木原価として集計し売上原価を計算するしくみ、すなわち立木資産の会計処理である。

国有林野事業を別とすれば、森林所有者等において、どのような会計・簿記が採用されていて、経営改善に役立つ情報を提供しているのかについて調査はほとんど行われなかった。このような視点から本稿は、民有林を対象として、経営改善に意欲的な森林所有者等を取りあげ、そこにおける立木資産の会計処理を考察する。

調査方法

日本の森林所有者は国有林野事業や地方自治体等を除けば、その経営形態から、① 王子製紙(株)のように他の本業との関連で森林を所有していて、金融市場に上場している事業者、② 兵庫県の前田林業(株)のように林業を中心としていて、法人経営を採用する（非上場の）事業者、また、③ 三重県の速水林業のように森林を個人で所有する（法人化していない）事業者という3つに区分できる。本稿は、日本における大規模かつ意欲的な森林所有者として、経営形態別に王子製紙、前田林業、速水林業という3つの事業者を取りあげて、立木資産の会計処理を調査する。具体的な調査方法は、経営者や担当者に対するヒアリング調査が中心となる。

結果と考察

民有林における立木資産の会計処理の調査から、日本では、森林・林業に関連する会計基準が存在しないために、経営形態にかかわらず各事業者は税法・通達等に準拠していることが明らかになった。税法・通達等が変われば会計処理を変更するというように、継続的な会計処理の適用が歪められていて、（2007年9月決算以降の前田林業を別として、）会計・簿記が森林所有者等の経営改善に役立つ情報を十分に提供できているとはいえない。

森林所有者等において、（1973年以降の国有林野事業のような）立木資産の会計処理における原価計算の採用・普及と、それを利活用する形での経営改善は今後の課題となる。あるいは、逆に考えると、税法・通達等を利用する形で、森林所有者等に対する原価計算の採用・普及やそれをういた経営改善を図ることができるかもしれない。

（連絡先：丸山 佳久 maru@tamacc.chuo-u.ac.jp）